

# News Letter VOL.18

発行/2024年 2月15日 発行者/神戸の石炭火力発電を考える会  
〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

## -COP28 世界は化石燃料からの脱却に合意-

2023年12月14日、神戸製鋼石炭火力訴訟の民事訴訟、控訴審第2回期日が大阪高等裁判所201号法廷にて行われました。傍聴席は多数の参加者で埋められ、特に若い世代の方からの参加が多く、期日報告会も活気溢れる場となりました。傍聴のあたたかいご支援、ありがとうございます。



12/14期日 入廷行進

### 1. 提出書面の概要

控訴審第2回期日においては、神戸製鋼所からの主張(準備書面(1)、(2))に対して、気候変動と大気汚染の論点について、反論をする書面を提出しました。そして、気候変動に関しては、本件訴訟の係属中にも刻々と進行し激化している気候変動の実情と甚大な被害についてとりまとめを行い、補充しました。

また、差止請求の趣旨を変更したこと(CO<sub>2</sub>排出の差止請求につき、毎年上限を設けたものから、2030年に計画排出量の50%を超えるCO<sub>2</sub>を排出することの差止めを求めるものとなりました)について、その根拠を整理する書面を提出しました。請求の根拠は、CO<sub>2</sub>排出による温暖化による人格権の侵害(気候変動における人格権の侵害)としています。

### 2. 第2回期日でのやりとり

浅岡弁護士より、「気候変動の科学とCOPをはじめとする国際合意から危険な気候変動を回避するために石炭火力は早期に段階的廃止が不可欠」として、図表を用いて

近年の気候変動の激化について説明しました。将来世代への責任や残されたカーボンバジェット(炭素予算)からしても、CO<sub>2</sub>排出の削減が必須であることを示しました。

続いて池田弁護士より、「気候変動下の人格権」として伝統的な人格権理論と気候変動における人格権との異同を説明しました。新しい権利である気候変動における人格権を、裁判官に受け容れられるように従来的人格権に関する裁判例の延長線上にあることを示しました。

最後に和田弁護士より、「日本の石炭火力発電所からのCO<sub>2</sub>排出の法的削減義務の根拠」として、日本における石炭火力発電業界の一体性を示し、個別的排出だけでなく業界としての累積的排出にも責任があり、これを背景に排出行為と被害との間の法的な相当因果関係があることを示しています。

これらの原告・控訴人側からの発言のあと、被告・被控訴人側からの発言はなく、裁判所から今後の進行に関するやりとりとなりました。裁判所より、気候変動における人格権に関して、これが新しい権利であることもあり、三者間(控訴人・被控訴人・裁判所)との間で理解を共有したいとのことで、今回は裁判所と代理人のみにて進行協議期日を設けることとなりました。裁判所が気候変動における人格権を理解しようとする姿勢がみられたといえます。

### 3. 次回期日のお知らせ

次回期日より、進行協議期日となり、双方の代理人(弁護士)のみの場となりました。残念ながら、傍聴していただくことができません。進行協議期日の場では、気候変動における人格権の理解を三者で共有し、法的な位置づけの確認等がなされる予定です。なお、進行協議期日の経過については、弁護団より期日の報告を差し上げたいと思います。また、法廷での期日に切り替わった際には、お知らせさせていただきます。(弁護団・喜多啓公)

2023年11月30日～12月13日、アラブ首長国連邦のドバイにおいて、COP28が開催されました。弁護団からは、浅岡弁護士、和田弁護士、喜多弁護士、私(青木)が現地参加いたしました。以下では、現地の様子について簡単に報告したいと思います。

### 1. COP28での主な取り決め

COP28は、初日からロス&ダメージ(気候変動の悪影響に伴う損失及び損害)についての資金措置に関し、基金の基本文書を含む制度の大枠について決定が採択されるというサプライズから始まり、日本も1000万ドルの支出を表明しました。その後は一転して議論は停滞し、会期も延長されることになりましたが、最終的には、エネルギーシステムにおいて、「化石燃料から脱却する」との合意に至りました。また、2030年までに再エネを3倍に拡大させる目標、エネルギー効率の改善を世界中で2倍にするとの目標についても明記されました。1.5℃目標達成のためには、2030年までの行動が極めて重要であることが再確認されたといえます。

日本も化石燃料からの脱却に向けて、2030年までに緊急の行動をとらなければいけません。

### 2. COP28及び周辺イベントの参加報告

私は、12月3日の夜にドバイに到着しました。翌日4日はサイドイベント「Climate Law and Governance Day 2023」に参加するため、ミドルセックス大学ドバイ校のキャンパスを訪れました。現地には、気候変動訴訟に取り組む世界中の弁護士がおり、弁護団の和田弁護士や喜多弁護士とともに、意見交換を行いました。私にとっては、気候変動訴訟に取り組む海外の弁護士と直接交流する初めての機会であり、貴重な経験となりました。世界的には気候変動訴訟は「若い人達、将来世代のための訴訟」として位置づけられていることが改めて感じられました。特に、セッションで登壇した弁護士の、「世界中のあらゆる弁護士が、将来世代のためにその専門性を活用しなければならない」との発言には心を打たれました。

翌日5日はCOP会場内のサイドイベントを見たり、交渉を傍聴したりと、会場内で一日を過ごしました。会場内では多数のNGOがブースを出展しており、交渉の停滞とは対照的にとても明るく、良くも悪くも、まるでお祭りのような雰囲気でした。6日の休日をはさみ、7日は、午前

にCOP会場を回りサイドイベントを見た後、午後はパレスダウ  
ンタウンで開かれた、各国の弁護士会等が主催するイベントに参加しました。ここでも多くの弁護士と交流しましたが、特に印象的だったのは、必ずしも気候訴訟に取り組む弁護士だけが参加しているわけではなかったことです。参加の理由として、「日常業務に不可避的に関わる問題だから」という認識で参加している弁護士が多くもいました。

登壇したアメリカの弁護士からは、気候変動とあらゆる分野との関わりをマッピングし、その中で特に気候変動対策にとっての障害となっている分野について、積極的な改善を試みる、というアプローチを実施していくという話もありました。日本の弁護士が日常業務において、当然のこととして認識している問題(個人の自由、平等など)と同じように、気候変動も、当然意識しなければならない問題になりつつあることを実感しました。会場では、弁護団の和田弁護士や喜多弁護士とともに、日本の弁護士や裁判所による気候変動に対する認識の現状について意見交換し、今後も各国の弁護士と連携しながら、気候変動対策の強化に取り組む決意をしました。その後は、8日(土)、9日(日)と、COP会場にて各国の出展を見学し、10日(月)に帰国しました。

### 3. COP28に参加して

COPのメインは国家間の交渉ですが、実際に会場を訪れてみると、NGOや企業、弁護士会等、政府以外の参加団体との、貴重な情報共有の場でもありました。今回、参加したことで、気候変動対策にへの対する強い熱気に触れることができました。地球規模の問題である気候変動に対しては、国家規模での対策が不可欠ですが、その国家を動かすのは「気候変動をなんとかしないといけない」との思いを持った一人ひとりなのだと感じました。私もその一人として、脱炭素に向けた火を消さず、気候訴訟に取り組みたいです。(弁護団・青木良和)

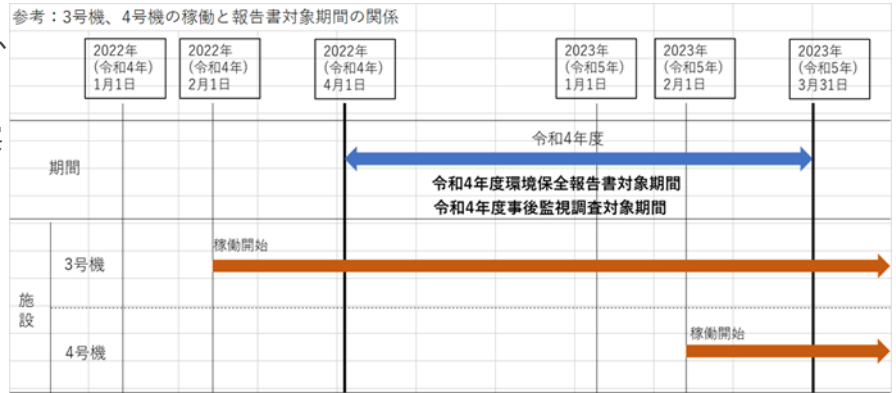




神鋼神戸発電所の令和4年度  
(2022年4月～2023年3月)大気汚染物質、CO<sub>2</sub>排出量



神戸製鋼所(コベルコパワー神戸第二)は、2023年8月31日、「神戸発電所3・4号機設置計画事後監視調査計画書」に従い実施した事後監視調査の結果を「神戸発電所3・4号機設置計画事後監視調査結果報告書(令和4年度)(2022年4月～2023年3月調査)」として公表しました。



また、2023年11月29日、神戸市は環境保全協定締結事業者である神戸製鋼所の令和4年度環境保全報告書をWEBに掲載しました。この二つの報告書から神鋼神戸発電所の令和4年度(2022年4月～2023年3月)大気汚染物質、CO<sub>2</sub>排出量を以下のとおりとりまとめました。(単位:SO<sub>x</sub>,NO<sub>x</sub>,ばいじん t/年 CO<sub>2</sub>-万t/年)

表-1 令和4年度神戸製鋼所神戸線条工場(旧神戸製鉄所)及び神戸発電所からの各報告書別大気汚染物質及びCO<sub>2</sub>

事業場	施設	令和4年度環境保全報告書				令和4年度3・4号機事後監視報告書				
		SOX	NOX	ばいじん	CO2	SOX	NOX	ばいじん	CO2	
神戸線条工場	神戸線条工場	0	55	2	20					
	神戸発電所	1号機	284	731	27	634.3				
		2号機								
		3号機	90	244	12	413.2	107	293	15	413
		4号機	*	*	*					
	合計	374	1030	42	1067.5	107	293	15	413	

\*：環境保全報告書では算入なし

表-2 令和4年度神戸製鋼所神戸線条工場(旧神戸製鉄所)及び神戸発電所からの排出量(総括表)

事業場	施設	SOX	NOX	ばいじん	CO2	
神戸線条工場	神戸線条工場	0	55	2	20	
	神戸発電所	1号機	284	731	27	634.3
		2号機				
		3号機	90	244	12	413.2
		4号機	17	49	3	
	合計	391	1079	44	1067.5	

注：4号機のSOX,NOX,ばいじん排出量は事後監視報告書と環境保全報告書の差異から推計

神戸発電所1号機稼働から3・4号機が本格稼働した2022年度までのCO<sub>2</sub>排出量推移を図-1に示します。なお、2023年10月6日、神戸市が発表した2021年度温室効果ガス排出量速報値は、774万トと算出されています。

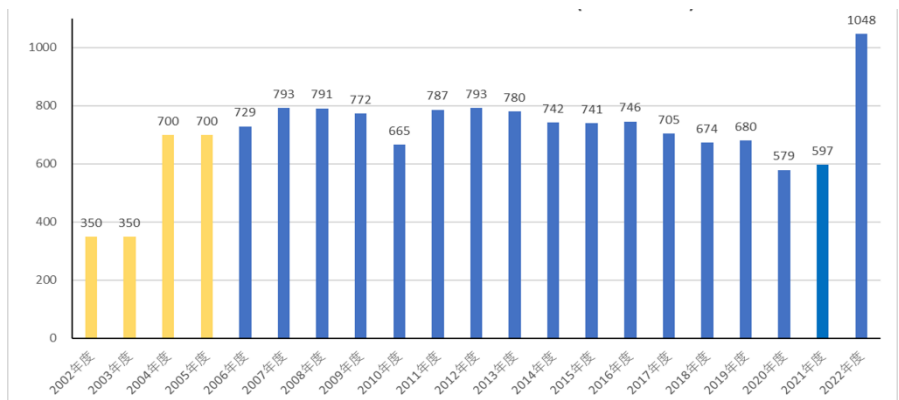


図-1 神戸発電所のCO<sub>2</sub>排出量推移(単位:万ト)

(菊井 順一)

カーボンニュートラル、脱炭素…気候危機のリスクが顕在化してきた昨今、企業における気候変動対策の取り組みをアピールする広告は増えてきています。2023年10月5日、JERA(東電と中部電力の合併会社)の広告について、日本広告審査機構(JARO)に対して、JERAの広告を中止する勧告を求める申し立てを、気候ネットワークと日本環境法律家連盟(JELF)が行いました。それに次いで2023年12月25日に、J-POWERと関西電力の広告へも、同様の中止勧告を求める申し立てを行いました。

広告における訴求・主張は、事実であり、根拠が示されなければなりません。日本有数の電力事業者である関西電力および、J-POWERは、アンモニア・水素燃料や、原子力発電を、「CO<sub>2</sub>を排出しない燃料による発電」あるいは「CO<sub>2</sub>フリーの水素発電」などとする広告を展開しています。しかし、その訴求は事実に基づかず、十分な根拠も示されていません。また、CO<sub>2</sub>を排出しない燃料やCO<sub>2</sub>フリーの水素による発電ではなく、1.5℃目標の実現に貢献するものでもありません。広告で書かれている「明るい未来」につながるものでもないにもかかわらず、そのように消費者をミスリードするものとなっています。引き続き、消費者目線で広告に対して厳しい視線を注いでいきましょう。

## Victory

## ノルウェー・オスロ地裁が画期的判決！

2024年1月18日、ノルウェーのオスロ地方裁判所で、3つの油田開発・操業計画を承認した同国の石油・エネルギー省の処分について、被告事業者らがその油田から生産された石油・ガスからの燃焼排出(スコープ3)に関する環境影響評価を行っていないことを理由に、処分の違法性を争った2つの環境保護団体に対し、オスロ地方裁判所が請求を認容しました。原告達は同種請求を過去にも行っており、2020年12月22日に最高裁にて敗訴しています。

今回の判決と最高裁判決の差異の1つに、健全な環境に対する権利を定めるノルウェー憲法112条の解釈があります。最高裁は「法廷で争うことのできる個人の権利を国民に与えるのはごく限られた範囲にすぎない」と判示しましたが、オスロ地裁はIPCC第6次報告書等の科学的根拠に依拠しつつ、これらの人権との関係で、被告事業者にはスコープ3についても環境影響評価を行う義務があったと結論付けました。

判決はその理由を、「環境影響評価は、反対意見に耳を傾け、評価し、意思決定の根拠を検証し、一般に公開することを保証するものである。これは、環境に影響を及ぼす可能性のある決定への民主的参加の必要性を守るために重要である。したがって、燃焼排出と気候への影響に関する不適切な影響評価は…無効である」と述べています。



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル  
神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)  
<https://kobecomclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会  
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



お知らせ  
今後の裁判期日について



### 民事訴訟 控訴審期日 第3回

現在、進行協議期日へと移行しました。今後、法廷で開催される期日となりましたら、お知らせいたします。

### ～訴訟サポーターを募集中です～

サポーターとして、原告・弁護団をご支援ください。

#### クラウドサポーター

一口 1,000円～(寄付)

#### コアサポーター

一口 3,000円(会費制、ニュースレター送付等)